

豪雨による大規模災害対策の充実強化についての 緊急提言

平成16年7月に新潟県、福島県及び福井県を襲った記録的集中豪雨、並びに8月に四国4県等を襲った一連の集中豪雨は、死者・行方不明者の発生、家屋等の全半壊・浸水、鉄道・道路、農地・農業用施設等の損壊や農作物の被害など甚大な人的、物的被害をもたらした。

これらの被害は極めて広範かつ深刻であり、今後、被災地の地域社会・地域経済に大きな影響を及ぼすことが強く懸念される。

このような大規模災害に係る被災地の復旧及び被災者の生活再建には、都道府県や市町村自らの努力に加え、国による迅速かつ強力な支援も不可欠である。

また、災害から住民の生命、身体、財産を守るため、災害対策の一層の充実が必要である。

このため、国においては、下記の事項の早期実現を図るよう提言する。

記

- 1 災害予防対策の充実強化を図るため、次の措置について、地方公共団体と適切な役割分担を図りながら、十分な対策を講じること。
 - (1) 記録的な短時間集中豪雨の観測体制、予報体制の充実強化
 - (2) 避難勧告など防災情報の伝達を迅速かつ確実に行うシステムの整備
 - (3) 河川堤防・砂防施設の点検・整備をはじめ総合的な治水、土砂災害対策の推進及び道路施設の防災対策の強化
- 2 激甚災害法の早期適用、災害復旧事業等の早期採択により、事業の促進を図ること。
- 3 被災者の住宅再建支援制度については、被害の実態に合った十分な対応ができるよう住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなどの制度の拡充を図ること。
- 4 復旧・復興対策に取り組む地方公共団体の財政需要の増加に対し、財政措置の充実を図ること。また、災害の実情を踏まえ、激甚災害制度の適用対象の拡大、災害復旧に係る国庫補助事業の適用対象の拡大などを図ること。

平成16年8月19日

全 国 知 事 会